

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 岡山県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金135万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年12月4日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実及び法令の適用は、別紙1のとおり、課徴金の計算の基礎は、別紙2のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年10月3日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙 1)

1 課徴金に係る法 178 条 1 項各号に掲げる事実

法 178 条 1 項 1 4 号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されている J. フロントリテイリング株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成 22 年 8 月 2 日午前 9 時 27 分ころから同月 13 日午後 2 時 53 分ころまでの間、9 取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、B 証券株式会社及び C 証券株式会社を介し、売り最良気配値以上の複数の価格帯に約定させる意思のない売り注文を合計 789 万 4000 株発注したり、買い最良気配値以下の複数の価格帯に約定させる意思のない買い注文を合計 968 万株発注するとともに、合計 343 万 8000 株の売買を自己に有利な株価で約定させ、もって、自己の計算において、12 回にわたり、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法 174 条の 2 第 1 項、159 条 2 項 1 号、176 条 2 項

(別表)

(単位：株)

番号	行為期間 (平成22年)	委託株数				売買株数			
		売付		買付		売付		買付	
		B証券	C証券	B証券	C証券	B証券	C証券	B証券	C証券
1	8月2日09時27分 ～8月2日10時44分	74,000	120,000	343,000	0	41,000	0	41,000	0
2	8月2日12時17分 ～8月2日14時54分	203,000	485,000	616,000	0	144,000	0	144,000	0
3	8月3日09時27分 ～8月3日14時34分	338,000	730,000	1,147,000	0	201,000	0	201,000	0
4	8月4日09時08分 ～8月4日10時54分	158,000	360,000	843,000	0	114,000	0	114,000	0
5	8月4日12時29分 ～8月4日14時50分	274,000	600,000	1,010,000	0	153,000	0	153,000	0
6	8月5日09時13分 ～8月5日14時57分	217,000	435,000	1,108,000	0	218,000	0	218,000	0
7	8月6日09時24分 ～8月6日13時37分	162,000	290,000	350,000	0	53,000	0	53,000	0
8	8月9日09時23分 ～8月9日13時43分	377,000	585,000	1,312,000	0	200,000	0	200,000	0
9	8月10日09時35分 ～8月10日12時05分	85,000	100,000	261,000	0	44,000	0	44,000	0
10	8月10日12時14分 ～8月10日15時00分	225,000	840,000	1,256,000	0	204,000	0	204,000	0
11	8月11日09時32分 ～8月11日10時48分	100,000	275,000	561,000	0	116,000	0	116,000	0
12	8月13日12時27分 ～8月13日14時53分	196,000	665,000	873,000	0	231,000	0	231,000	0
小計		2,409,000	5,485,000	9,680,000	0	1,719,000	0	1,719,000	0
合計		7,894,000		9,680,000		1,719,000		1,719,000	

(別紙 2)

課徴金の計算の基礎

法 174 条の 2 第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

- (1) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

- (2) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法 130 条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから 1 月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法 130 条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

別紙 1 の別表に掲げる事実につき

番号 1 の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 41,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (41,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(398 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株} + 399 \text{ 円} \times 24,000 \text{ 株}) - (397 \text{ 円} \times 41,000 \text{ 株})$$

$$= 65,000 \text{ 円}$$

及び

- (2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 65,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、60,000 円となる。

番号 2 の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け

等の数量は、それぞれ 144,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（144,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (390 \text{ 円} \times 88,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 34,000 \text{ 株} + 393 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株}) \\ & - (389 \text{ 円} \times 24,000 \text{ 株} + 390 \text{ 円} \times 91,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 24,000 \text{ 株} \\ & \quad + 393 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & = 95,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 95,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、90,000 円となる。

番号 3 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 201,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（201,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (387 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 34,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 29,000 \text{ 株} \\ & \quad + 390 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 36,000 \text{ 株} + 394 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株} \\ & \quad + 395 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 396 \text{ 円} \times 27,000 \text{ 株}) \\ & - (386 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 387 \text{ 円} \times 56,000 \text{ 株} + 390 \text{ 円} \times 46,000 \text{ 株} \\ & \quad + 392 \text{ 円} \times 36,000 \text{ 株} + 393 \text{ 円} \times 33,000 \text{ 株} + 394 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\ & \quad + 395 \text{ 円} \times 24,000 \text{ 株}) \\ & = 84,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 84,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、80,000 円となる。

番号 4 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 114,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（114,000 株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(386 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株} + 387 \text{ 円} \times 71,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 21,000 \text{ 株})$$

$$\begin{aligned} & - (384 \text{ 円} \times 17,000 \text{ 株} + 385 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 386 \text{ 円} \times 18,000 \text{ 株} \\ & \quad + 387 \text{ 円} \times 66,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株}) \\ & = 82,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 82,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、80,000 円となる。

番号 5 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 153,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (153,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (388 \text{ 円} \times 62,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 55,000 \text{ 株} + 390 \text{ 円} \times 36,000 \text{ 株}) \\ & - (387 \text{ 円} \times 70,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株} + 389 \text{ 円} \times 69,000 \text{ 株}) \\ & = 128,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 128,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、120,000 円となる。

番号 6 の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 218,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (218,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (396 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 397 \text{ 円} \times 38,000 \text{ 株} + 398 \text{ 円} \times 33,000 \text{ 株} \\ & \quad + 399 \text{ 円} \times 54,000 \text{ 株} + 400 \text{ 円} \times 80,000 \text{ 株}) \\ & - (395 \text{ 円} \times 63,000 \text{ 株} + 397 \text{ 円} \times 31,000 \text{ 株} + 398 \text{ 円} \times 54,000 \text{ 株} \\ & \quad + 399 \text{ 円} \times 19,000 \text{ 株} + 400 \text{ 円} \times 36,000 \text{ 株} + 401 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株}) \\ & = 234,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 234,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、230,000 円となる。

番号7の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ53,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(53,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (391 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 27,000 \text{ 株} + 397 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} \\ & \quad + 398 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株}) \\ & - (391 \text{ 円} \times 32,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 396 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & \quad + 397 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) \\ & = 32,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- (2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額32,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、30,000円となる。

番号8の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ200,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(200,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (390 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株} + 391 \text{ 円} \times 47,000 \text{ 株} + 392 \text{ 円} \times 88,000 \text{ 株} \\ & \quad + 393 \text{ 円} \times 25,000 \text{ 株}) \\ & - (389 \text{ 円} \times 12,000 \text{ 株} + 390 \text{ 円} \times 69,000 \text{ 株} + 391 \text{ 円} \times 103,000 \text{ 株} \\ & \quad + 392 \text{ 円} \times 16,000 \text{ 株}) \\ & = 175,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- (2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額175,000円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、170,000円となる。

番号9の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ44,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(44,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(400 \text{ 円} \times 44,000 \text{ 株}) - (399 \text{ 円} \times 44,000 \text{ 株}) = 44,000 \text{ 円}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 44,000 円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、40,000 円となる。

番号10の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ204,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(204,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (395 \text{ 円} \times 31,000 \text{ 株} + 396 \text{ 円} \times 35,000 \text{ 株} + 397 \text{ 円} \times 39,000 \text{ 株} \\ & + 398 \text{ 円} \times 66,000 \text{ 株} + 399 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 400 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) \\ & - (395 \text{ 円} \times 56,000 \text{ 株} + 396 \text{ 円} \times 39,000 \text{ 株} + 397 \text{ 円} \times 66,000 \text{ 株} \\ & + 398 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 399 \text{ 円} \times 33,000 \text{ 株}) \\ & = 130,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 130,000 円となる。

番号11の違反行為に係る課徴金の額については、

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ116,000株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(116,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (386 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} + 387 \text{ 円} \times 21,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 71,000 \text{ 株} \\ & + 389 \text{ 円} \times 20,000 \text{ 株}) \\ & - (386 \text{ 円} \times 49,000 \text{ 株} + 387 \text{ 円} \times 14,000 \text{ 株} + 388 \text{ 円} \times 47,000 \text{ 株} \\ & + 389 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株}) \\ & = 97,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

(2) 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額 97,000 円となり、法176条2項の規定により1万円未満の端数を切捨て、90,000 円となる。

番号12の違反行為に係る課徴金の額については、

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量及び買付け等の数量は、それぞれ 231,000 株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (231,000 株) に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (381 \text{ 円} \times 64,000 \text{ 株} + 382 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 383 \text{ 円} \times 117,000 \text{ 株}) \\ & - (380 \text{ 円} \times 64,000 \text{ 株} + 381 \text{ 円} \times 50,000 \text{ 株} + 382 \text{ 円} \times 117,000 \text{ 株}) \\ & = 231,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

- (2) 当該超える数量が 0 株であることから、0 円の合計額 231,000 円となり、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て、230,000 円となる。